

上田市自治基本条例の検証にかかる

提言書

令和7年11月7日

上田市自治基本条例検証委員会

目次

I はじめに	1 ページ
II 検証方法	1ページ
III 検証結果	2ページ
1 条文の改正	2ページ
2 逐条解説の見直し	2ページ
3 条例の運用	21 ページ
IV 今後の課題	22 ページ
V 上田市自治基本条例検証委員会委員名簿	23ページ
VI 検証の経過	24ページ

I はじめに

上田市自治基本条例は、自治の主役である市民、市議会、市の三者が、ともに目指す自治のあるべき姿「参加と協働による自治の推進」と「地域内分権による地域の自治の推進」の二つを基本理念として掲げ、三者が協力してまちづくりを進めるための基本ルールを定めたもので、平成 23 年 4 月に施行しました。

条例附則第 2 項には、「市長は、この条例の施行後、5 年を超えない期間ごとに条例の見直しを行うものとし、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずる。」こととなっており、条例施行から 5 年目にあたる平成 27 年度に 15 人の市民による「上田市自治基本条例検証委員会」(以下「検証委員会」という。)を設置し検証を行いました。その結果、条例改正を要する事項として、「危機管理」及び「住民自治組織」に関する規定の追加のほか、逐条解説の見直しや取組の推進に係る提言をいただき所要の改正を行いました。

条例施行から 10 年目にあたる令和 2 年度の見直しにおいては、15 人の市民による「検証委員会」を設置し検証を行った結果、社会情勢に変化は見られるものの、条文を見直す必要があるほどの影響を及ぼすものではなく、かつ条例の運用に当たって問題が生じていないこと等から、条文を改正する必要はないとの提言をいただきました。併せて、条例の趣旨をより分かりやすく説明するための逐条解説において、適切な説明への修正や具体的な市の取組の記載等を加える必要性が確認され、逐条解説の見直しを行いました。

前回の見直しから 5 年目にあたる今年度、上田市自治基本条例検証委員会では、15 人の市民による「検証委員会」を設置し、7月から計5回にわたって委員会を開催し検証を重ね、提言書を取りまとめました。

II 検証方法

自治基本条例は、市の重要な法律の役割を果たしており、さまざまな施策や取組を支える基盤となっています。そのため、この条例は「自治体の憲法」と呼ばれます。

また、この条例はすでに施行されているため、簡単に改正するべきではないという考え方があります。しかし、社会が変わる中で柔軟に対応するためには、一定の期間ごとに見直しを行う必要があると考え、以下の視点に基づいて検証を進めました。

- 1 社会情勢の変化に対応した規定となっているか。
- 2 上田市にふさわしい自治を推進する内容となっているか。
- 3 条例が活用されているか。

Ⅲ 検証結果

条例施行後、基本理念の実現に向け具体的に取り組まれている部分も認められますが、市民周知を含め、さらに充実していくことが求められます。

前回の見直しから4年余が経過する中、各条項及びそれに基づいた取組を確認した上で、

- 1 条文の改正(社会情勢の変化等による新たな規定の追加等)
- 2 逐条解説の見直し(市民に十分理解していただくための修正等)
- 3 条例の運用(条例の趣旨を生かす取組の推進)

の3つの区分に整理し、検証結果として提言します。

1 条文の改正(社会情勢の変化等による新たな規定の追加等)

本条例の検証を行った結果、自治の基本理念や具体的な制度がしっかりと網羅されていること、各条文が適切に記述されていることを確認しました。また、これまでの取組が条例の趣旨を反映していることも評価されました。前回の見直しから4年以上が経過し、コロナ禍を経験するなど、社会情勢には様々な変化があったものの、条例の条文を見直すほどの重要な影響を及ぼしているとは言えませんでした。これに加え、条例の運用においても特に問題は見受けられませんでした。

したがって、今回の見直しにおいては、条文の改正は必要ないとの結論に達しました。

今後も、市においては、条例の趣旨に基づく取組の継続が求められます。

2 逐条解説の見直し(市民に対する説明を十分にするための修正等)

条例の解説については、条例の趣旨をより分かりやすく説明し、市民に十分理解していただくため、次のとおり適切な説明への修正や具体的な市の取組の記載等を加える必要性が確認されました。

(1)前文

上田市は、戦国時代に名を馳せた真田昌幸や真田信繁(幸村)をはじめとして、歴史に名を刻んだ多くの偉人たちを擁しています。しかし、幕末の時代における松平忠固まつだいらただかたの重要性があまり知られていない現状があります。彼は江戸幕府の老中を務め、特に日米修好通商条約の裏方としての役割を果たしました。このような歴史的背景を踏まえ、本提言では、松平忠固の功績を正當に評価し、地域の歴史教育を通じてその重要性を示す必要があると考えます。

【例文】(逐条解説7ページ「～歴史遺産～」)

<修正前>

この地域の歴史は古く、**大和**時代には^{くにのみやつこ}国造がこの地に派遣されるなど、^{しなののくに}科野国の政治・文化の中心になっていたと考えられています。

奈良時代には、国分寺、国分尼寺が建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地とも伝承されています。現在の信濃国分寺は、古代国分寺の廃絶後、遅くとも室町時代に現在の場所へ再建されたもので、境内にある三重塔は、国の重要文化財に指定されています。

鎌倉時代に入ると、**北条氏が幕府の信濃守護職**^{しなのしゅごしやく}として塩田に居を構え、三代60余年にわたり同地を治めました。鎌倉幕府との強いつながりを持つ同氏により、先進的な鎌倉の仏教文化がこの地に伝えられました。日本で唯一の木造八角三重塔(国宝)がある安楽寺をはじめ、**38**の国指定等文化財、29の県指定等文化財、**235**の市指定文化財などの貴重な歴史的建築物や史跡、遺跡が、市内各地に**残**されています。

また、天正11年に上田城を築いた真田昌幸は、徳川軍の侵攻を二度にわたり退け、その後の**大阪**冬の陣、夏の陣での真田**幸村**らの活躍もあり、真田一族については武勇に優れた**智将**として、今日に語り継がれています。

日本遺産の認定について

令和2年6月19日、「レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち信州上田・塩田平～」が日本遺産の認定を受けました。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものです。今回の認定では、信濃国分寺跡及び安楽寺八角三重塔他、計**35**の文化財がストーリーの中に位置づけられています。

↓

<修正後>

この地域の歴史は古く、**古墳**時代には^{くにのみやつこ}国造がこの地に派遣されるなど、^{しなののくに}科野国の政治・文化の中心になっていたと考えられています。

奈良時代には、国分寺、国分尼寺が建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地とも伝承されています。現在の信濃国分寺は、古代国分寺の廃絶後、遅くとも室町時代に現在の場所へ再建されたもので、境内にある三重塔は、国の重要文化財に指定されています。

鎌倉時代に入ると、**執権北条氏の一派**が塩田に居を構え、三代60余年にわたり同地を治めました。鎌倉幕府との強いつながりを持つ同氏により、先進的な鎌倉の仏教文化がこの地に伝えられました。日本で唯一の木造八角三重塔(国宝)がある安楽寺をはじめ、**44**の国指定文化財、29の県指定文化財、**240**の市指定文化財などの貴重な歴史的建造物や史跡、遺跡が、市内各地に**遺**されています。

また、天正11年に上田城を築いた真田昌幸は、徳川軍の侵攻を二度にわたり退け、その後の**大阪**冬の陣、夏の陣での真田**信繁(幸村)**らの活躍もあり、真田一族については武勇に優れた**知将(智**

将)として、今日に語り継がれています。

真田氏が治めた上田藩は、その後仙石氏、松平氏が上田藩主となり統治しました。安政4年には、老中に再任された上田藩主松平忠固(忠優)が日米修好通商条約の調印にあたり勅許不要を主張し幕府の専決を進めるなど、大きな働きをしました。

日本遺産の認定について

令和2年6月19日、「レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」～龍と生きるまち信州上田・塩田平～」が日本遺産の認定を受けました。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものです。今回の認定では、信濃国分寺跡及び安楽寺八角三重塔他、計 36 の文化財がストーリーの中に位置づけられています。

(2)第4条(自治の基本理念)

住民自治組織については第13条の地域コミュニティに規定されておりますが、地域協議会については、地域協議会名が具体的に記載されていないので、上田右岸地域協議会、上田左岸地域協議会、丸子地域協議会、真田地域協議会、武石地域協議会の5つがあるということを明記すべきと考えます。

【例文】(逐条解説14ページ)

<修正前>

(第1号)

本号は、本市の代表である市長及び市議会議員を直接選挙する権利を有する市民が主権者であることをあらためて確認し、一人ひとりを尊重し互いを認め合うという人権尊重を謳い、市民の参加による市政運営と市民、市議会及び市のそれぞれの役割分担のもとに協働しながら活動し、自治を推進していくとする姿勢を基本理念として定めています。

(第2号)

合併により市域が拡大するなかで、地域の個性及び特性を尊重した地域内分権を推進していくことを確認し、地域住民の意見を反映しながら各地域の自治を進めてきました。

地域の自治の核となる7つの地域自治センターと地域意見の集約の場としての9つの地域協議会を条例設置し、地域の歴史や文化、個性や特性を尊重するとともに、地域資源を最大限活用しながら、地域内分権という手法により、今後も地域の自治を推進していくことを基本理念として定めています。

↓

<修正後>

(第1号)

本号は、本市の代表である市長及び市議会議員を直接選挙する権利を有する市民が主権者であることをあらためて確認し、一人ひとりを尊重し互いを認め合うという人権尊重をうたい、市民の参加による市政運営と市民、市議会及び市のそれぞれの役割分担のもとに協働しながら活動し、自治

を推進していくとする姿勢を基本理念として定めています。

(第2号)

合併により市域が拡大するなかで、地域の個性及び特性を尊重した地域内分権を推進していくことを確認し、地域住民の意見を反映しながら各地域の自治を進めてきました。

地域の自治の核となる7つの地域自治センターと地域意見の集約の場として、現在は5つの地域協議会を条例設置し、地域の歴史や文化、個性や特性を尊重するとともに、地域資源を最大限活用しながら、地域内分権という手法により、今後も地域の自治を推進していくことを基本理念として定めています。

地域協議会の設置状況(令和7年11月7日現在)

・上田右岸地域協議会、上田左岸地域協議会、丸子地域協議会、真田地域協議会、
武石地域協議会

(3)第6条(市民の権利)

令和5年4月の子ども家庭庁発足に伴う「子ども基本法」の施行及び「こども大綱」策定されたことに対する反映が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 17 ページ(第1項))

<修正前>

(第1項)

本項は、これからの住民自治と協働によるまちづくりを進めていく上で不可欠である市民が自らの意思により、まちづくりに自由に参加することができることを改めて確認するとともに、市政に参画する権利を定めています。

本項の「市政に参画することができる」とは、「参加の原則」に基づく自治を推進するため、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階における意思形成に関わることができる「参加の権利」をいいます。

ただし、参加しないことにより、何らの不利益を受けるものではありません。

平成元年の国連総会において採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもを“権利を持つ主体”と位置付け、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るよう定めています。日本は平成6年に条約を批准し、全国の自治体で「子どもの権利」を守る取組が進められています。

本項は、子どもの権利条約の4つの権利のうち、「参加する権利」を保障する条項です。子どもは自分の考えや意見を自由に表すことができ、活動の場に自由に参加することができます。大人が子どもの意見に耳を傾け、ひとりの人間として子どもの権利を尊重しながら、一緒にまちづくりを行い、市政への参画を働きかけることで、子どもが地域を身近に感じ、まちづくりや市政に関心を持つことにつながります。

↓

<修正後>

(第1項)

本項は、これからの住民自治と協働によるまちづくりを進めていく上で不可欠である市民が自らの意思により、まちづくりに自由に参加することができることを改めて確認するとともに、市政に参画する権利を定めています。

本項の「市政に参画することができる」とは、「参加の原則」に基づく自治を推進するため、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階における意思形成に関わることができる「参加の権利」をいいます。

ただし、参加しないことにより、何らの不利益を受けるものではありません。

平成元年の国連総会において採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、子どもを“権利を持つ主体”と位置付け、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るよう定めています。日本は平成6年に条約を批准し、全国の自治体で子どもの権利を守る取組が進められています。また、令和5年に「子ども基本法」が施行され、同年に策定された「こども大綱」において「こどもまんなか社会」の理念が明確に位置付けられました。その中で、こども・若者たちが自らの意見を持つための必要な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる権利が確保される社会を目指すことがうたわれています。

本項は、子どもの権利条約の4つの権利のうち、「参加する権利」を保障するとともに、「こども大綱」に規定された「こどもまんなか社会」の目指すこども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できる機会を具体化する条項です。子どもは自分の考えや意見を自由に表すことができ、活動の場に自由に参加することができます。大人が子どもの意見に耳を傾け、ひとりの人間として子どもの権利を尊重しながら、一緒にまちづくりを行い、市政への参画を働きかけることで、子どもが地域を身近に感じ、まちづくりや市政に関心を持つことにつながります。

(4)第8条(市議会の役割及び責務)

上田市には、さまざまな国籍を持つ市民が共に生活し、地域社会を形成していますが、現在の市議会において外国籍市民には参政権が認められていません。この状況を踏まえ、外国籍市民の意見を的確に吸い上げ、市政に反映させるための具体的な措置を記載する必要があると考えます。

【例文】(逐条解説 20 ページ(第1項))

<修正前>

本条は、市民の信託を受けた議事機関として、市議会が果たすべき役割と責務を明らかにするために設けています。

地方分権が進展していく中で、地方自治の二元代表制の一翼を担う市議会は、今後、更に重要な役割を担い、市民の意見の集約とその反映により、その権限を行使していくことが求められています。

なお、市議会では、本条例の趣旨を踏まえ、市民の中の議会であり続けるために、議会及び議員の活動における基本的条項を定めた「上田市議会基本条例」を制定し、平成26年4月に施行しました。

↓

<修正後>

本条は、市民の信託を受けた議事機関として、市議会が果たすべき役割と責務を明らかにするために設けています。

地方分権が進展していく中で、地方自治の二元代表制の一翼を担う市議会は、今後、更に重要な役割を担い、市民の意見の集約とその反映により、その権限を行使していくことが求められています。この「市民」には、住民をはじめ、本市で働く人や学ぶ人、事業者や自治会等(単位自治会や連合会など)、公益性を有する活動を行う団体、また、外国籍の人など参政権のない方も含まれます。

なお、市議会では、本条例の趣旨を踏まえ、市民の中の議会であり続けるために、議会及び議員の活動における基本的条項を定めた「上田市議会基本条例」を制定し、平成26年4月に施行しました。

上田市議会基本条例では、市民意見の集約を行うために、「市民及び各種団体との懇談会等の意見交換の場を設け、市民意見の集約に努める」こと、また、「議会の活動内容を市民に提供するとともに、市民意見を把握するため、議会報告会を開催する」ことを規定しています。(同条例第8条)

(5)第 11 条(市の役割及び責務)

現状に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 24 ページ(第 3 項))

<修正前>

(第3項)

本項は、基本原則に掲げた「協働の原則」に基づき、協働によるまちづくりが進められるための市民、市議会、市と共有する「協働指針」などの仕組みを整備し、また、協働が促進されるための体制、支援など、必要な措置を講じることを市の責務として定めています。

平成 26 年度に市民 10 名による市民協働指針検討委員会において検討いただき、「上田市協働のまちづくり指針」を策定しました。この指針では、「協働のめざすもの」「協働の進め方」「協働推進のための環境づくり」等、協働を推進するための基本的条項をまとめています。

また、令和元年度には、これまでの協働の推進に向けた取組の評価・検証を行うとともに、指針策定以降、市内各地域で新たな住民自治組織の設立が進んでいること、社会情勢の変化等を踏まえ、指針の見直しを行いました。

上田市協働推進員

市は本条例第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、平成 30 年度に保育園等を除く市内 83 課所に「協働推進員」を 1 人ずつ配置しました。

協働推進員の職務は、次のとおりです。

- (1) 協働を推進するために必要な普及啓発活動に関すること。
- (2) 所属する職場内において協働を推進するための体制づくりに関すること。
- (3) 住民自治組織(条例第 13 条第 3 項に規定するまちづくり組織をいう。)に係る地域担当職員(住民自治組織の活動を支援し、かつ調整の役割を担う職員を含む。)との連携及び情報共有に関すること。

- (4) 市民及び地域コミュニティへの対応に関する事。
- (5) [わがまち魅力アップ応援事業\(活力あるまちづくり支援金事業\)](#)に係る意見調書の取りまとめに関する事。
- (6) 長野県地域発元気づくり支援金事業に係る意見書の取りまとめに関する事。
- (7) 協働事業の評価・検証に関する事。
- (8) その他協働の推進に関する事。

↓

<修正後>

(第3項)

本項は、基本原則に掲げた「協働の原則」に基づき、協働によるまちづくりが進められるための市民、市議会、市と共有する「協働指針」などの仕組みを整備し、また、協働が促進されるための体制、支援など、必要な措置を講じることを市の責務として定めています。

平成 26 年度に市民 10 名による市民協働指針検討委員会において検討いただき、「上田市協働のまちづくり指針」を策定しました。この指針では、「協働のめざすもの」「協働の進め方」「協働推進のための環境づくり」等、協働を推進するための基本的条項をまとめています。

また、令和元年度及び令和 6 年度には、これまでの協働の推進に向けた取組の評価・検証を行うとともに、指針策定以降、市内各地域で新たな住民自治組織の設立が進んでいること、社会情勢の変化等を踏まえ、指針の見直しを行いました。

上田市協働推進員

市は本条例第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、平成 30 年度に保育園等を除く市内 83 課所に「協働推進員」を 1 人ずつ配置しました。

協働推進員の職務は、次のとおりです。

- (1) 協働を推進するために必要な普及啓発活動に関する事。
- (2) 所属する職場内において協働を推進するための体制づくりに関する事。
- (3) 住民自治組織(条例第 13 条第 3 項に規定するまちづくり組織をいう。)に係る地域担当職員(住民自治組織の活動を支援し、かつ調整の役割を担う職員を含む。)との連携及び情報共有に関する事。
- (4) 市民及び地域コミュニティへの対応に関する事。
- (5) [活力あるまちづくり支援金事業](#)に係る意見調書の取りまとめに関する事。
- (6) 長野県地域発元気づくり支援金事業に係る意見書の取りまとめに関する事。
- (7) 協働事業の評価・検証に関する事。
- (8) その他協働の推進に関する事。

(6)第13条(地域コミュニティの役割)

現状に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 26 ページ(第2項)、(第3項))

<修正前>

(第2項)

本項は、地域コミュニティは「地域住民相互の連携を促進する」という、住民同士の絆、繋がりによって成り立つことを確認するとともに、自らが暮らす地域の課題の解決に向け、必要に応じて自治会等と公益性を有する活動を行う団体とが協働するなど、地域コミュニティ同士が協働してまちづくりを行うよう努めることを定めています。

団体と団体との連携を推進する組織である「中間支援組織」を必要に応じて活用しながらまちづくりを推進していくことが、地域コミュニティのより効果的な活動に繋がります。

(第3項)

本項は、自治の基本理念の一つに掲げる「地域内分権」の終着点に位置づけられている「住民自治組織」の設立に関して一定の根拠となる規定を設けたもので、平成27年の見直しで追加しました。

市では、第21条「地域内分権の推進」(P34)の規定に基づき、地域内分権の推進に必要な体制として設立を促進しています。

住民自治組織等の設立状況(令和3年3月31日現在)

・住民自治組織(11組織)

平成27年度(2組織)… 川西まちづくり委員会、丸子まちづくり会議

平成28年度(3組織)… 神科まちづくり委員会、豊殿まちづくり協議会、
住みよい武石をつくる会

平成29年度(4組織)… 城下まちづくり未来会議、川辺泉田まちづくり協議会、
塩田まちづくり協議会、真田の郷まちづくり推進会議

平成30年度(1組織)… 西部地域まちづくりの会

令和元年度(1組織)… 神川まちづくり委員会

・地域経営会議

平成29年度 … 中央地域まちづくり検討会

↓

<修正後>

(第2項)

本項は、地域コミュニティは「地域住民相互の連携を促進する」という、住民同士の絆、繋がりによって成り立つことを確認するとともに、自らが暮らす地域の課題の解決に向け、必要に応じて自治会等と公益性を有する活動を行う団体とが協働するなど、地域コミュニティ同士が協働してまちづくりを行うよう努めることを定めています。

地域の課題解決や地域活性化に向けて、多様な主体が参画する新たな住民自治の仕組みである「住民自治組織」を活用しながらまちづくりを推進していくことが、地域コミュニティのより効果的な

活動に繋がります。

(第3項)

本項は、自治の基本理念の一つに掲げる「地域内分権」の終着点に位置づけられている「住民自治組織」の設立に関して一定の根拠となる規定を設けたもので、平成27年の見直しで追加しました。

市では、第21条「地域内分権の推進」(P34)の規定に基づき、地域内分権の推進に必要な体制として設立を促進しています。

住民自治組織等の設立状況(令和7年4月1日現在)

・住民自治組織(13組織)

平成27年度(2組織)…川西まちづくり委員会、丸子まちづくり会議

平成28年度(3組織)…神科まちづくり委員会、豊殿まちづくり協議会、
住みよい武石をつくる会

平成29年度(4組織)…城下まちづくり未来会議、川辺泉田まちづくり協議会
塩田まちづくり協議会、真田の郷まちづくり推進会議

平成30年度(1組織)…西部地域まちづくりの会

令和元年度(1組織)…神川まちづくり委員会

令和3年度(1組織)…上田市北部地区まちづくり協議会

令和4年度(1組織)…南部まちづくり協議会

(7)第15条(地域コミュニティへの支援)

地域の安全を確保するためには、自主防災組織の機能強化が欠かせません。しかし、現状の自主防災組織はその機能を十分に発揮していないと考えられます。この問題に対処するためには、まずその実態を把握し、市がしっかりとしたチェック体制を構築することが必要と考えます。

【例文】(逐条解説28ページ(第2項))

<修正前>

本条は、地域コミュニティに対する市の支援について明らかにするために設けています。

本条では、市の基本的な役割として、地域コミュニティが行う自主・自立したまちづくり活動の重要性、果たすべき役割を十分に尊重しつつ、それらの活動が促進されるよう、自治会等や公益性を有する活動を行う団体等の個々の活動又は連携した活動などに対して、必要に応じて支援を行っていくことを定めています。

少子高齢化の進行や生活スタイルの変化などにより、自治会等への加入や地域活動への参加が減少する傾向があり、このような地域コミュニティの希薄化が進む中で、自治会等の運営を支える地域の人材の育成も必要となっています。

市の支援の形態は様々ですが、財政的な支援、まちづくりを進めるための人的な支援、あるいは

新たな制度、仕組みを設けるなど、必要に応じた支援をしていくという考え方です。



<修正後>

本条は、地域コミュニティに対する市の支援について明らかにするために設けています。

本条では、市の基本的な役割として、地域コミュニティが行う自主・自立したまちづくり活動の重要性、果たすべき役割を十分に尊重しつつ、それらの活動が促進されるよう、自治会等や公益性を有する活動を行う団体等の個々の活動又は連携した活動などに対して、必要に応じて支援を行っていくことを定めています。

少子高齢化の進行や生活スタイルの変化などにより、自治会等への加入や地域活動への参加が減少する傾向があり、このような地域コミュニティの希薄化が進む中で、自治会等の運営を支える地域の人材の育成も必要となっています。特に、災害が激甚化・頻発化する現代において、自らの地域は自らが守るとした理念に基づき、地域の防災力の要となる自主防災組織の活動は益々重要性が高まっています。防災・減災活動の共助を担う自主防災組織の持続可能な体制を維持し実働性を踏まえた活動の活性化を図るためには、組織を担うリーダーの育成と、地域コミュニティ活動の主体となる市民ひとり一人の防災意識と知識の向上に向けた研修会や講座を通じた人材の育成及び防災対策に対する周知啓発を推進することが必要となります。

市の支援の形態は様々ですが、防災備蓄を確保するための財政的な支援、まちづくりを進めるための意識と知識の普及啓発に向けた人的な支援、あるいは新たな制度、仕組みを設けるなど、必要に応じた支援をしていくという考え方です。

(8)第16条(情報の提供)

上田市では、さまざまな情報提供方法を通じて市民に必要な情報を届けることが求められています。市民が求めている情報の把握を行うとともに、『分かりやすい情報提供』が必要です。

【例文】(逐条解説 29 ページ(第2項))

<修正前>

(第2項)

本項は、市が市民から提供される様々な情報を個人情報等に配慮しながら、適正に取り扱うとともに、市が保有している情報(市民から提供された情報を含む。)の提供にあたっては、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めることを定めています。



<修正後>

(第2項)

本項は、市民から提供される様々な情報を個人情報等に配慮しながら、適正に取り扱うとともに、市が保有している情報(市民から提供された情報を含む。)の提供にあたっては、市民が求めている情報の把握を行いながら、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めることを定めています。

(9)第 18 条(個人情報の保護)

現状に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 30 ページ)

<修正前>

本条は、個人情報の流出が人権など個人の権利と利益を侵害し、安心安全な生活を脅かす恐れがあることから特に配慮が必要なことであり、個人情報の保護に関し、市議会及び市の責務について明らかにするために設けています。

本条は、市民の権利利益を保護することを目的として、個人情報を適切に保護するとともに、保有個人情報の開示等を求める市民の権利が保障されるよう、必要な措置を講じることを市議会及び市の責務として定めています。

本市の個人情報保護の制度については、既に上田市個人情報保護条例を制定し、施行しており、これに基づき適正に対応します。

↓

<修正後>

本条は、個人情報の流出が人権など個人の権利と利益を侵害し、安心安全な生活を脅かす恐れがあることから特に配慮が必要なことであり、個人情報の保護に関し、市議会及び市の責務について明らかにするために設けています。

本条は、市民の権利利益を保護することを目的として、個人情報を適切に保護するとともに、保有個人情報の開示等を求める市民の権利が保障されるよう、必要な措置を講じることを市議会及び市の責務として定めています。

本市の個人情報保護の制度については、個人情報の保護に関する法律(議会が保有する個人情報については上田市議会の個人情報の保護に関する条例)に基づき適正に対応します。

(10)第 19 条(地域防災力・防犯力の向上)

災害時には、救助活動が市民の安心につながる重要な要素となります。そのため、警察や消防との連携を強化し、安全を確保できる環境を整備することが重要と考えます。

【例文】(逐条解説 31ページ)

<修正前>

本章は、平成27年度の見直しによって新たに設けたものです。

本条は、非常時を念頭に、かけがえない市民の生命、身体及び財産を守るために、市の体制強化をはじめとする「公助」の取組とともに、市民や地域自らの安全確保としての「自助」や「共助」に努めることの重要性を共通認識とするために設けています。

国内では、地震や津波、台風、集中豪雨、噴火等による大規模災害をはじめ、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生しています。令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症の感染者が国内でも確認され、その後の全国的な流行により市民生活に深刻な影響を及ぼす事案も発生し、市の危機管理対策の強化は、より重要性を増しています。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災等や平成 28 年の熊本地震等を教訓として、市民の防災意識の高揚とともに、安全・安心な地域づくりに向け、自治会をはじめとした地域コミュニティ

による主体的な体制強化の取組も広がっています。



<修正後>

本章は、平成27年度の見直しによって新たに設けたものです。

本条は、非常時を念頭にかけがえのない市民の生命、身体及び財産を守るために、市の体制強化をはじめ、警察、消防、医療等関係機関との連携強化による「公助」の取組とともに、市民や地域自らの安全確保としての「自助」や「共助」に努めることの重要性を共通認識とするために設けています。

国内では、地震や津波、台風、集中豪雨、噴火等による大規模災害をはじめ、市民生活を脅かす様々な危機事象が発生しています。令和2年には、新型コロナウイルス感染症の感染者が国内でも確認され、その後の全国的な流行により市民生活に深刻な影響を及ぼす事案も発生し、市の危機管理対策の強化は、より重要性を増しています。

一方、平成23年に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震及び、令和6年能登半島地震や、市内に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風災害等を教訓として、市民の防災意識の高揚とともに、安全・安心な地域づくりに向け、自治会をはじめとした地域コミュニティによる主体的な体制強化の取組も広がっています。

(11)第21条(地域内分権の推進)

現状に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 34～35 ページ(第1項)(第2項))

<修正前>

本条は、市の役割として、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、自治やまちづくりに取り組むことができるように必要な体制を整備し、地域住民に身近な課題はできるだけ住民に近くところで解決を図るとする地方分権の趣旨に則り、地域内分権による地域の自治を推進するという、本条例の自治の基本理念を実現するために設けています。

(第1項)

本項は、地域内分権の推進に必要な体制の整備に努めることを定めています。

①上田市が目指す地域内分権

地域内分権の目標理念は、身近な地域社会で地域住民が連携・協力し合って地域課題の解決や地域の個性・特性を生かしたまちづくりを進めることにより、地域の自立性や主体性、創造性を高め、自信と誇りを持って地域力が発揮される姿にあります。

一方、行政においては、地域課題を地域住民と共有し、ともに考え解決していく体制を整え、住民参加と協働のまちづくりを進めることにより、行政のスリム化をも目指すものです。

そこで、地域内分権の推進に当たっては、第1ステージから第4ステージまで、4つのステージを設定し、段階的に取組を進めています。

第1ステージとしては、新生「上田市」の発足と同時に、上田市地域自治センター条例を制定し、

地域の要望に適確に応えるための体制として、支所機能を備えた地域内分権の核となる7つの地域自治センターを設置したほか、第2項で規定する附属機関として9つの地域協議会を設置しました。

また、第2ステージでは、地域課題の解決や地域の活性化のために、市民の皆さんが主体的に取り組む事業に対して補助金を交付する「わがまち魅力アップ応援事業」を創設し、様々な地域コミュニティの活動拠点として「まちづくり活動拠点」を整備したほか、地域自治センターの裁量を拡充し、各地域から直接予算要求できる仕組みとしての「地域予算」の導入を行いました。

第3ステージとしては、引き続き「まちづくり活動拠点」の整備を進めるとともに、「上田市自治基本条例」の制定に向けて取り組んできたところです。

このような経過を踏まえ、平成 24 年度から取り組む第 4 ステージにおいては、主な取組として「住民自治組織の設立と運営支援」、「地域担当職員の配置」、「地域予算の確立」を進めています。(計画では、第 4 ステージの最終年度を令和 2 年度に設定していますが、上田中央地域での住民自治組織の設立が令和 3 年度以降になる見通しです。)

住民自治組織の設立については、設立準備会にあたる「地域経営会議」において設立の枠組み等の検討を経て、平成 27 年度以降、住民自治組織の設立が進められており、令和 2 年度末時点で市内 9 地域に 11 組織が設立されています。(各年度の設立状況は第 13 条の解説に記載のとおりです(P27))。

地域担当職員は、地域内分権への住民意識を高めながら、地域経営会議や住民自治組織の取組を支援する目的で配置された職員で、平成 26 年度から地域自治センター等に配置しています。

地域予算として、住民自治組織に対する交付金制度を確立しました。

(第2項)

本項で規定する附属機関とは、市民の市政への多様な参加・参画制度の一つとして、市内の公民館単位に設置した9つの地域協議会をいいます。

これら地域協議会は、地域の意見を集約する役割を担うとともに、市長等の求めに応じて審議し、答申するほか、地域の個性及び特性を生かしたまちづくりを推進していくため、独自に調査研究しながら意見提出できる機能があります。

本市の地域内分権を推進していくための重要な役割を果たす機関であることから、本項において、改めてその役割を確認するとともに、設置について定めるものです。

↓

<修正後>

本条は、市の役割として、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、自治やまちづくりに取り組むことができるように必要な体制を整備し、地域住民に身近な課題はできるだけ住民に近くで解決を図るとする地方分権の趣旨に則り、地域内分権による地域の自治を推進するという、本条例の自治の基本理念を実現するために設けています。

(第1項)

本項は、地域内分権の推進に必要な体制の整備に努めることを定めています。

上田市が目指す地域内分権

市では、次のとおり、地域内分権の推進をしてきました。

新生「上田市」の発足と同時に、上田市地域自治センター条例を制定し、地域の要望に適確に応えるための体制として、支所機能を備えた地域内分権の核となる7つの地域自治センターを設置したほか、第2項で規定する附属機関として9つの地域協議会を設置しました。

平成20年度には、地域課題の解決や地域の活性化のために、市民の皆さんが主体的に取り組む事業に対して補助金を交付する「わがまち魅力アップ応援事業」を創設するとともに、様々な地域コミュニティの活動拠点として「まちづくり活動拠点」を整備したほか、地域自治センターの裁量を拡充し、各地域の判断により臨機応変に執行できる「地域予算」の導入を行いました。

平成23年度には上田市の自治の基本理念及び基本原則を決め活力ある自立した社会の実現を目指す「上田市自治基本条例」を制定しました。

以降の主な取組として(1)住民自治組織の設立と運営支援、(2)地域担当職員の配置、(3)地域予算の確立を進めてきました。

住民自治組織の設立については、設立準備会にあたる「地域経営会議」において設立の枠組み等の検討を経て、平成27年度以降、住民自治組織の設立が進められており、令和6年度末時点で市内9地域に13組織が設立されています。(各年度の設立状況は第13条の解説に記載のとおりです)。

地域担当職員は、地域内分権への住民意識を高めながら、地域経営会議や住民自治組織の取組を支援する目的で配置された職員で、平成26年度から地域自治センター等に配置しています。

また、令和7年度には、住民自治組織に対する交付金制度を確立しました。

この様に、段階的に地域内分権の確立に向け様々な取組を推進してきましたが、初期に立ち上げられた住民自治組織は設立から10年が経過し、また、新市誕生から20年を迎える中で、今後は組織未設置地域への組織設立支援を行いつつ、既設組織に対する更なる組織力向上や発展のため、地域協議会の役割について見直しを行うとともに、自治会・自治会連合会等と住民自治組織がより連携を密にしていける仕組みづくりを進めていきます。

今後も引き続き、社会情勢等の変化に対応しながら、時代に合ったまちづくり推進体制の整備に努めていきます。

(第2項)

本項で規定する附属機関とは、市民の市政への多様な参加・参画制度の一つとして、設置している地域協議会をいいます。

平成18年の新生上田市の発足時には、市内の公民館単位に9つ設置しましたが、住民自治組織の設立状況等を踏まえて、地域協議会のあり方を見直し、令和4年度から5つの地域協議会に再編されました。

(12)第 22 条(総合計画)

現状に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 37～38 ページ)

<修正前>

本条は、総合計画とその他の重要な計画との関係や計画策定等における市民の参画について、基本的な事項を明らかにするために設けています。

本市の総合計画は、市の将来ビジョン(展望)を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性などを総合的に示したもので、まちづくりの最も基本となる計画として位置付けられています。

平成 28 年度から「第二次上田市総合計画」がスタートしており、10 年後の将来都市像「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」の実現に向け、基本理念として掲げた「市民力」「地域力」「行政力」の 3 つの力を結集し、市民一人ひとりがライフスタイルにあった幸福を感じ、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組むこととしています。

このうち、「前期まちづくり計画」が令和 2 年度に計画期間の満了を迎えたことから、審議会への諮問、市民アンケート、まちづくり懇談会、分野別意見聴取等を実施し、令和 3 年度から 5 か年の「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」を新たに策定しました。

「後期まちづくり計画」では、平成 27 年度に策定した「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間終了に伴い、令和 3 年度から 5 年間の計画期間とする「第 2 期上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、後期まちづくり計画と一体化を図ることで、人口減少対策をより強化するとともに、地域社会の維持・活性化に向けた施策をさらに深化させ、市の持続的な発展と成長を目指し、一元的に取り組むこととしました。

SDGsと総合計画について

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、平成 27 年の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための 2030 アジェンダに記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標(ゴール)と 169 の行動目標(ターゲット)から構成されています。

これらの目標を達成することで、「地球上の誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、全世界共通の目標として「経済」、「社会」、「環境」の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

国で定めた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」では、地方自治体における各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、市民や事業者といった官民連携による先駆的な取組により、SDGsの達成と持続可能なまちづくりによる地方創生の実現を目指すこととしています。

令和3年度からの「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」では、このSDGsという世界共通のものさしを導入し、市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策にSDGsのグローバルな課題解決を目指す目標を関連付け、持続可能な都市経営に努めていくこととしています。

後期まちづくり計画に掲げる施策とSDGsの 17 の目標を紐づけすると、17 の全ての目標と関連しており、世界共通の課題解決に向けたSDGsと上田市が目指す目標は一致することが分かります。市の施策そのものがSDGsの取組であり、世界につながる目標の達成に向け、さらにSDGs

と絡めた施策の推進をしていく必要があります。

また、市の様々な施策とつながっているSDGsの17の目標と施策を紐づけすることで、施策実現に向けた方向性と捉え、分野間で目的を共有化するとともに、市民・NPO・企業などの幅広い関係者との協働・連携により施策を推進し、上田市の未来に向けた持続的なまちづくりを目指していきます。

さらに、本計画に世界共通の分かりやすい目標を掲げることにより、世界の社会的課題に取り組むために相互に協力できるパートナーを結び付け、思いを同じくした市民や団体、企業等とともに、持続可能なまちづくりに向けた取組が期待されます。

(第1項)

本項は、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うための最も基本となる総合計画を策定するとともに、その計画を実現していくことを定めています。

(第2項)

本項は、総合計画が他の様々な分野における重要な計画の最上位計画に位置付けられることから、他の重要な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合を図ることを定めています。

(第3項)

本項は、第11条第2項で市の責務とした、行政への市民の参加を促進するための多様な制度の一つとして設けています。総合計画及びその他の重要な計画の策定、見直しに当たっては、現在も市民代表による審議会や策定委員会の設置、市民広聴、懇談会、アンケート、パブリックコメントなどの実施により市民参画に努めています。

本項では、今後も、こうした制度の充実を図ることを定めています。



<修正後>

本条は、総合計画とその他の重要な計画との関係や計画策定等における市民の参画について、基本的な事項を明らかにするために設けています。

本市の総合計画は、市の将来ビジョン(展望)を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性などを総合的に示したもので、まちづくりの最も基本となる計画として位置付けられています。

(第1項)

本項は、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うための最も基本となる総合計画を策定するとともに、その計画を実現していくことを定めています。

(第2項)

本項は、総合計画が他の様々な分野における重要な計画の最上位計画に位置付けられることから、他の重要な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合を図ることを定めています。

(第3項)

本項は、第11条第2項で市の責務とした、行政への市民の参加を促進するための多様な制度の一つとして設けています。総合計画及びその他の重要な計画の策定、見直しに当たっては、現在も市民代表による審議会や策定委員会の設置、市民広聴、懇談会、アンケート、パブリックコメントなどの実施により市民参画に努めています。

本項では、今後も、こうした制度の充実を図ることを定めています。

(13)第 31 条(住民投票の請求等)

分かり易く表現するため法令の具体的な記載が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 43 ページ)

<修正前>

(第1項)

本項は、地方自治法で定める住民の請求の基本的要件について規定をするもので、「本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者」が、法令(地方自治法等)の定めに従い、その総数(請求資格者審査名簿に記載された者)の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができると定めています。

具体的な住民の請求に基づく条例制定の手続きについては、次頁に示しています。

住民投票を請求できる権利を、「本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者」としたことで、本制度を請求できる資格については、次の要件が自動的に設定されることとなります。

- ①日本国民であること。
- ②年齢満 18 歳以上の者であること。(年齢要件)
- ③引き続き3ヶ月以上本市の区域内に住所を有する者であること。(住所要件)

市議会議員及び市長の選挙権については、地方自治法(第18条)及び公職選挙法(第9条第2項)で規定されていますが、平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布されたことに伴い、選挙権年齢が「満 20 歳以上」から、「満 18 歳以上」に引き下げられました。

↓

<修正後>

(第1項)

本項は、地方自治法(第 74 条)で定める住民の請求の基本的要件について規定をするもので、「本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者」が、法令(地方自治法等)の定めに従い、その総数(請求資格者審査名簿に記載された者)の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができると定めています。

具体的な住民の請求に基づく条例制定の手続きについては、次頁に示しています。

住民投票を請求できる権利を、「本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者」としたことで、本制度を請求できる資格については、次の要件が自動的に設定されることとなります。

- ①日本国民であること。
- ②年齢満 18 歳以上の者であること。(年齢要件)
- ③引き続き3ヶ月以上本市の区域内に住所を有する者であること。(住所要件)

市議会議員及び市長の選挙権については、地方自治法(第18条)及び公職選挙法(第9条第2項)で規定されていますが、平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布されたことに伴い、選挙権年齢が「満 20 歳以上」から、「満 18 歳以上」に引き下げられました。

(14)第 33 条(他の地方公共団体等との連携)

現状に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 45 ページ)

<修正前>

本条は、本市と他の地方公共団体及び関係機関との関係について明らかにするために設けています。

本条は、国及び県との関係だけではなく、市政運営を行う上で市単独で解決することが困難な課題や共通する課題について、他の地方公共団体や各種大学、医療関係機関などと連携を図りながら、協力して取り組んでいくことを定めています。

他の地方公共団体としては、広域連合をはじめ、定住自立圏形成市町村、災害時相互応援協定市町村など、また、関係機関としては、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、社会福祉協議会などがあります。

今後も、様々な分野において、連携、協力した取組を進めていきます。

↓

<修正後>

本条は、本市と他の地方公共団体及び関係機関との関係について明らかにするために設けています。

本条は、国及び県との関係だけではなく、市政運営を行う上で市単独で解決することが困難な課題や共通する課題について、他の地方公共団体や各種大学、医療関係機関などと連携を図りながら、協力して取り組んでいくことを定めています。

他の地方公共団体としては、上田地域広域連合をはじめ、定住自立圏形成市町村、災害時相互応援協定市町村など、また、関係機関としては、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、社会福祉協議会などがあります。

今後も、様々な分野において、連携、協力した取組を進めていきます。

(15)第 34 条(市外の人々との交流)

上田市では姉妹都市提携として海外の都市もあるため、市外という表現だけでなく、「海外」という表現も必要と考えます。

【例文】(逐条解説 46 ページ)

<修正前>

本条は、市外の人々との様々な交流を通じた連携と本市のまちづくりとの関係について明らかにするために設けています。

本条は、市外の人々を受け入れながら、その影響力をまちづくりに生かすため、本市に関心を寄せる市外の個人や団体、「うえだファン」などを巻き込んだまちづくりを進めていくことが、今後の上田市の発展につながるという考えを示したものです。

また、上田の魅力ある情報を積極的に市外に発信するとともに、ふるさと寄附金制度など本市を支援いただく皆さんや様々な交流などを通して得られた情報や知恵を、本市のまちづくりに生かすよう努めるという考えを表明しています。



<修正後>

本条は、市外の人々との様々な交流を通じた連携と本市のまちづくりとの関係について明らかにするために設けています。

本条は、市外の人々を受け入れながら、その影響力をまちづくりに生かすため、姉妹都市(国内外)の住民や、本市に関心を寄せる市外の個人や団体、「うえだファン」などを巻き込んだまちづくりを進めていくことが、今後の上田市の発展につながるという考えを示したものです。

また、上田の魅力ある情報を積極的に市外に発信するとともに、ふるさと寄附金制度など本市を支援いただく皆さんや様々な交流などを通して得られた情報や知恵を、本市のまちづくりに生かすよう努めるという考えを表明しています。

(16)附則

今回行われた自治基本条例検証委員会の実施の状況に合わせた変更が必要と考えます。

【例文】(逐条解説 47 ページ)

<修正前>

〈見直しの経過〉

条例施行から 5 年目にあたる平成 27 年度に、市民 15 名からなる上田市自治基本条例検証委員会を設置し、市民意見を反映した見直しに取組、その検証結果を「条例の改正」「逐条解説の見直し」「条例の運用」についてまとめ、提言いただきました。

市では、提言を尊重し、平成28年3月議会で条例改正を行い、同月25日に公布・施行しました。

令和 2 年度の 2 回目の見直しでは、前回と同様に、市民15名からなる上田市自治基本条例検証委員会を設置し、その検証結果を提言いただきました。



<修正後>

〈見直しの経過〉

(1)平成 27 年度・・・条例改正(危機管理、住民自治組織を追加)、逐条解説の見直し(自治会への加入促進、市民同士の情報共有等)、条例の運用(職員の責務、パブリックコメントの制度化等)

(2)令和 2 年度・・・逐条解説の見直し(日本遺産の認定、感染症対策等)、条例の運用(人権に関する取組、子どもの権利等)

(3)令和 7 年度・・・逐条解説の見直し(防災に係る地域コミュニティへの支援、情報提供のあり方等、条例の運用(自治会と住民自治組織、市政の情報提供等)

3 条例の運用(条例の趣旨を生かす取組の推進)

取組状況については、前回の見直し後、基本理念の実現に向け精力的に取り組まれている事例もありますが、今後さらに取組を充実していくことを求めます。

(1)子どもの権利に関する取組について(第6条)

前回の提言において、「子どもの権利に関する条例」の制定を要望し、今回の検証委員会の報告においてその制定が進められているとお話をお聞きし、大変嬉しく思っています。この条例は、子どもの権利を保障する基盤となるものであり、地域社会全体における子どもへの理解や配慮の重要性を再認識させるものです。

今後の条例制定の取組には大いに期待しており、行政と地域が連携して子どもたちの権利を守るためのさらなる一步を踏み出すことを心より願っています。みんなが子どもたちに寄り添い、共に成長できる社会を目指して、引き続きご尽力いただければ幸いです。

(2)自治会と住民自治組織における今後の課題について(第13条)

自治会と住民自治組織は、地域の自立と活性化を実現するために重要な存在です。しかし、現状ではその役割が十分に理解されておらず、特に小規模な自治会が機能不全に陥っているという課題が浮き彫りになっています。また、自治会の加入者数も年々減少している状況があります。

このため、自治会と住民自治組織の役割を再確認し、それぞれが地域社会において果たすべき具体的な役割を整理する必要があります。地域住民の多様なニーズに応じたサポート内容を明確にし、住民自治組織にはより積極的な役割を果たすことが求められます。

特に上田市には 20 世帯未満の小規模自治会が多数存在しています。これらの自治会が活動を円滑に行うためには、住民自治組織との連携が不可欠と考えます。

(3)市政の情報提供について(第17条)

近年、市政の情報提供において自治会は重要な役割を担っていますが、市民への情報伝達手段が限られています。

特に自治会に加入していない市民にとっては情報が届きにくい状況が指摘されています。このため、ごみの出し方やその他の重要な地域情報が周知されず、さまざまな問題が発生しています。今後は、より効果的な情報提供手段を確立する必要があります。例えば、デジタルツールの活用や、直接各戸に情報を配布するシステムの導入などが考えられます。

手法はさまざまに考えられますが、自治会に参加していない市民にも情報が届くよう配慮することが重要と考えます。

IV 今後の課題

1 市民周知について

この条例は理念に基づく条例であるため、条文だけを周知してもその意義が十分に伝わりにくい側面があります。しかし、本市の自治の基本規範として市民に広く認識されるためには、今回の検証を契機にさらなる周知を行うことが重要です。

本条例は、ホームページやパンフレットの作成など様々な媒体によって周知が図られていますが、今後も市民に認知・理解されるよう、条例の浸透、認知度・理解度の向上に継続的に努める必要があります。

2 検証における課題について

自治基本条例は、地域の自治や市民の参加を推進するための基本的な枠組みを示していますが、その実効性を維持するためには、社会情勢や市民のニーズの変化に応じて適宜見直しを行うことが不可欠です。これにより、条例が常に現実に即したものであり続け、地域社会のニーズに応えることができます。

今後も継続的にこの条例の検証を行うとともに、市民への周知や理解を深めるための取組を進めていくことが望まれます。そのためには、多様な媒体を活用した情報発信や、市民参加の機会を増やすことを検討することが重要と考えます。

V 上田市自治基本条例検証委員会委員名簿

(任期:令和7年7月28日から令和8年3月31日まで)

氏名	ふりがな	自治会・勤務地	所属・選出区分等
◎ 金山 美和子	かなやま みわこ	長野市	長野県立大学・健康発達学部 こども学科 教授
小林 潤子	こばやし じゅんこ	中常田	上田市商工会議所女性会 会長
小林 みゆき	こばやし みゆき	柳町	NPO 法人ワークスグループ 上田事業所 上田おけまーるジュニアセンター センター長
竹花 のり子	たけはな のりこ	腰越	丸子中央小学校コミュニティスクール 運営委員会 委員長
田中 宣道	たなか のりみち	矢沢	上田人権擁護委員協議会上田支会 委員
田畑 和秀	たばた かずひで	出早	上田市地域協議会正副会長会 副会長
中沢 誠	なかざわ まこと	狐塚	上田市商工会工業部 会長
○ 中村 彰	なかむら あきら	大手町	上田市自治会連合会 会長
西 嘉一	にし よしかず	小牧	上田市多文化共生推進協会 学習部会長
二瓶 由美	にへい ゆみ	グリーンヒル	丸子まちづくり会議 理事
橋詰 秀行	はしづめ ひでゆき	下武石	信州たけしのロマンと魅力を掘り起こし発展 させる会 会員
長谷川 弘美	はせがわ ひろみ	川辺町	上田市社会福祉協議会 児童センター センター長
堀内 和子	ほりうち かずこ	下横道	真田町文化協会 副会長
丸山 文隆	まるやま ふみたか	下之郷	長野大学・環境ツーリズム学部 准教授
三井 健太郎	みつい けんたろう	城北	公募

◎会長 ○副会長

敬称略、五十音順

VI 検証の経過

令和7年

7月28日	第1回	概要説明、人事通知書交付、会長・副会長の選出 条例施行後の取組状況、検証の進め方について
8月29日	第2回	条例・逐条解説の検証(前文～第5章)
9月30日	第3回	条例・逐条解説の検証(第6～8章)
10月23日	第4回	条例・逐条解説の検証(第9・10章、附則)
11月 7日	第5回	提言書のまとめ 検証委員会から市長へ提言